

## (仮称) 生駒市エネルギービジョンの策定について

### ■趣旨

地球温暖化がますます進行し、化石燃料に依存した活動からの速やかな転換が求められるとともに、東日本大震災とこれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、国レベルでのエネルギー政策の根本的な見直しが不可欠な状況に至っている。

このような状況の中、地域においてもその特性を活かしたエネルギーの安定供給の確保と効率的な利用を進め、自立分散型のエネルギーシステムを構築することが求められている。

生駒市では、平成 21 年 3 月に策定した環境基本計画の分野別ビジョンのひとつに、「省エネと自然エネルギーで快適に暮らせるまち」を掲げ、官民協働の推進組織である環境基本計画推進会議（ECO-net 生駒）を中心として、太陽光発電の普及促進、省エネ・創エネの啓発といったプロジェクトを積極的に推進している。

これらの取組を基礎としつつ、環境基本計画の方針やこれまでの活動の経緯と成果、地域の実状を踏まえながら、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの高度利用、省エネルギー対策の促進に関する施策を体系化し、共通の目標のもとに整理・特化した生駒市におけるエネルギー計画を策定する。

### ■策定の基本的な視点

- エネルギー政策での中期的なあるべき姿と数値目標を明確に示す。
- 地域内での資源、資金、エネルギーの持続可能な循環構造を構築する。
- 環境基本計画が掲げるビジョンの実現に向けたエネルギー分野の施策・事業を、次のような方向性で体系化する。

#### \*再生可能エネルギーの導入加速化

住宅や事業所の屋根をフル活用した太陽光発電の普及

#### \*ライフスタイルの転換とエコ教育の推進

「環境に優しい住宅都市」にふさわしい暮らしのあり方を創出

#### \*住宅など建物のエネルギー性能向上

環境に配慮した建物・住宅団地への誘導

#### \*安心・安全なエネルギー環境の構築

避難場所への設備整備など災害・停電時のエネルギー確保

## ■検討の体制

○生駒市環境審議会（生駒市環境基本条例第 23 条）に専門部会として「エネルギービジョン策定部会」を設置し、一定期間で機動的かつ集中した審議を行う。

ー5 月 24 日開催の生駒市環境審議会で決定

○エネルギー政策の囑託員が会議に参加し、助言・意見表明を行う。

○最終案の取りまとめ前に、専門部会でパブリックコメント手続を実施し、市民意見を把握する。

○「エネルギービジョン策定部会」の審議結果は、環境審議会に報告し、了承を得る。

(参考)

### 生駒市環境基本条例（抜粋）

第 7 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 地球温暖化の防止等に資する再生可能エネルギーの普及及びエネルギーの効率的な利用が促進されること。

(環境審議会)

第 23 条 市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 議会の議員

(2) 学識経験のある者

(3) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 生駒市環境審議会規則（抜粋）

(専門部会)

第 5 条 専門の事項を調査研究するために必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。